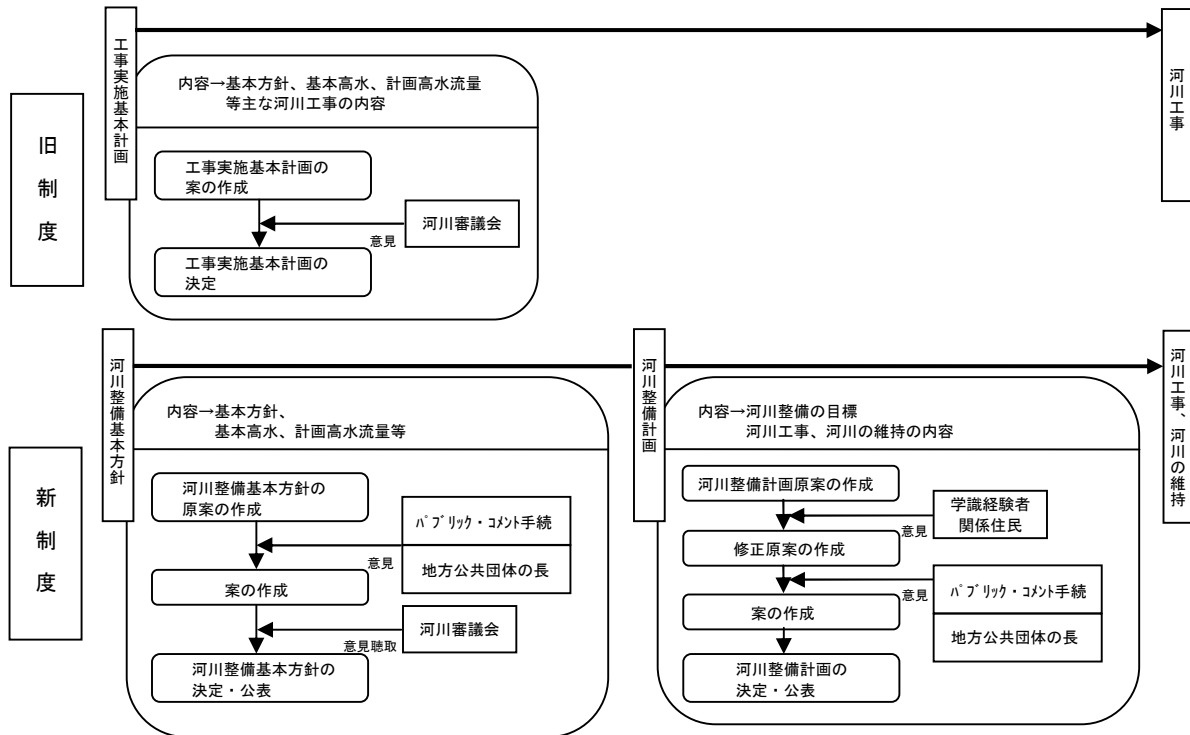


専門用語の説明

1.1 河川整備基本方針及び河川整備計画

旧河川法では、工事実施基本計画を作成し、その計画をもとに河川工事を進めることとされていた。平成9年に河川法が改正され、新制度では、それを2つに分け、将来目指すべき川の姿を定める「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な整備の計画を定める「河川整備計画」を定めることとなった。

策定にあたっては、それぞれの流域の地域特性や自然環境などを総合的に考慮し、治水、利水、環境、河川の維持管理などについて水系ごとの特色を踏まえた方針としている。



1.2 工事実施基本計画

改正前の河川法（昭和39年）に基づいて、河川管理者が、水系毎に、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、基本高水、計画高水流量、主要な河川工事の目的、種類、場所など工事の実施にあたって基本となる事項を定めたものである。平成9年の河川法改正に伴い、工事実施基本計画に代わって「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を定めることとなった。

1.3 水系

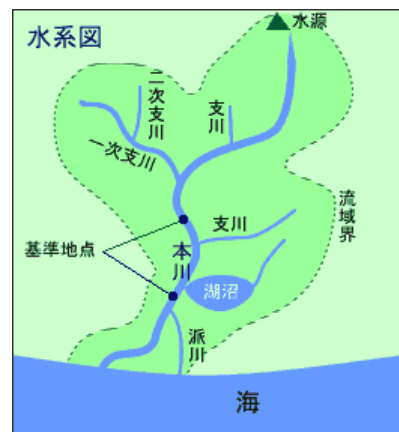
同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらの関連する湖沼の総称。

1.4 本川

水系の中で、流量、河川の長さ、流域の大きさなどが、最も重要と考えられる河川、あるいは最長となる河川のことをいう。

1.5 支川

本川に合流する河川のことをいう。本川の右側に合流する河川を「右支川」、左側に合流する河川を「左支川」と呼ぶ。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と次数を増やして区別する場合もある。



1.6 法定河川、法河川

一級水系及び二級水系の河川の内、河川法の規定により指定された区間であり、この区間で河川法が適用される。

1.7 一級河川、二級河川

河川は道路や下水道等と同様に、地域の経済活動や人々の生活を支える重要な施設であるが、その河川が流れる流域内の人口や資産、将来の発展性といった社会環境、また自然環境によって、それぞれの河川の位置づけ(河川の重要度)は異なっている。このようなことから全国の河川は、一級河川、二級河川等といったランク分けが行われている。

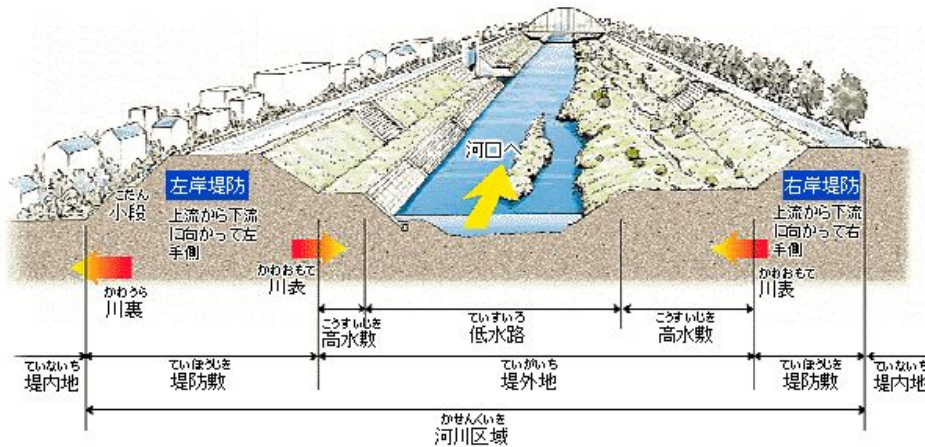
一級河川とは、その河川が洪水等により大きな被害を受けた場合、国土の保全や国民の経済活動に大きな支障をきたす恐れがある河川で、国(国土交通省)が管理する河川をいう。二級河川とは、同様にその河川が洪水等により大きな被害を受けた場合、その地域の保全や経済活動に大きな支障をきたす恐れがある河川で、都道府県が管理する河川をいう。

1.8 流域、流域圏

降雨や雪解け水などが地表や地下を通して、その川に流れ込んでいる全地域を流域といい、流域外の氾濫域を流域に加えた区域を流域圏という。

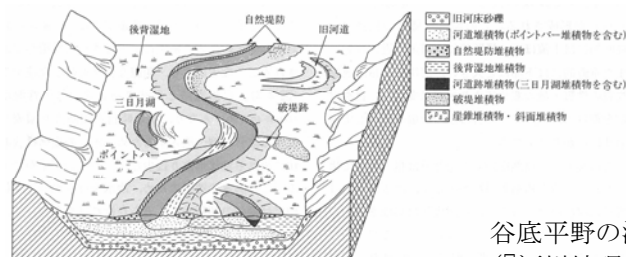
1.9 堤防

堤防は、流水を一定の流路内に限定して流下させ、その区域外に氾濫させない目的のために土砂などで築造した最も重要な河川工物である。その築造位置や形状により本堤、副堤、霞堤、輪中堤、背割堤、横堤、越流堤といった分類がある。



1.10 氾濫原

自然の平野地形の中で、洪水時に河川の水などがあふれる部分を指し、沖積平野とほぼ同じ範囲をいう。下図に示される自然堤防、後背湿地、旧河道等を含む広い範囲が対象となる。



谷底平野の河川微地形と地盤構成
(『河川地理学』大矢,1993)

2. 治水関係

2.1 洪水

台風や前線によって流域に大雨が降った場合、その水は河道に集まり、川を流れる水の量が急激に増大する。このような現象を洪水という。一般には川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼ぶ。

2.2 洪水調節施設

一時的に洪水流量の一部分を貯め、下流の河道に流れる流量を減少させる施設のこと。洪水調節用ダム、調節池、遊水地などが該当する。

2.3 ダム

洪水調節、利水、発電のために河道を横断して建設される大規模構造物のことで、高さが15m以上のものをいう。構造材料によってコンクリートダムとフィルダムとに分類され、コンクリートダムは重力ダム、中空重力ダム、アーチダムに細分される。フィルダムはアースダムとロックダムに細分される。

2.4 保水・遊水機能

地面に雨水が染み込み地下水として蓄積する機能を保水機能と呼び、本来の水の流れから一部の水量を逃したりすることを遊水機能と呼ぶ。

2.5 T.P.（東京湾平均海面）とO.P.（大阪湾最低潮位）

T.P.は全国の標高の基準となる海水面の高さである。東京湾中等潮位とも呼ばれる。霊岸島量水標（現在の東京都中央区新川、当時の隅田川河口にあたる）における1873年6月から1879年12月までの期間で実測した潮位の平均値。

一方、O.P.は1874年の大阪港（天保山）の最低潮位を $O.P. \pm 0.0m$ と定義している。T.P.とは $O.P. = T.P. + 1.3000m$ の関係がある。潮位が負の値とならないよう干潮時（最低潮位）を原点としている。

2.6 河床、河床勾配

川底のことを河床といい、河床の流下方向の勾配を河床勾配という。

2.7 計画規模

洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い（＝治水安全度）を表すもので、何年に1回の確率で起こるかを示す。確率規模ということもある。

3. 環境関係

3.1 貴重種

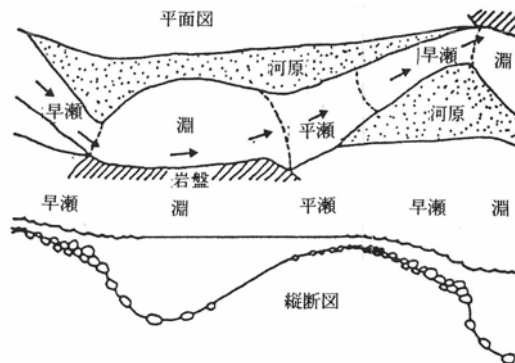
レッドデータブック等に特定されている絶滅のおそれがある野生生物の種のこと。

レッドデータブックとは、絶滅のおそれがある野生生物の種の現状を明らかにした調査報告書。種の保護対策検討のための基礎資料となる。我が国においては、環境庁（現環境省）が平成3年に日本版レッドデータブックとして「日本の絶滅のおそれのある野生動物」を公表した後、平成7年より改訂作業に着手し、平成18年8月までに「哺乳類」「鳥類」「爬虫類・両生類」「汽水・淡水魚類」「昆虫類」「陸・淡水産貝類」「クモ形類・甲殻類等」「植物Ⅰ（維管束植物）」「植物Ⅱ（維管束植物以外）」について改訂版を公表している。兵庫県では、平成7年に地域版レッドデータブックとして「兵庫の貴重な自然—兵庫県版レッドデータブック—」を公表し、平成15年にその改訂版として「改訂・兵庫の貴重な自然—兵庫県版レッドデータブック—」を公表している。さらに、自然再生活動を推進するため、平成21年度は植物及び植物群落について改訂した「兵庫県版レッドデータブック2010（植物、蘚苔類、藻類、菌類、植物群落）」を作成した。

3.2 瀬、淵

一般的に瀬は水深が浅く、流れの速い箇所であり、淵は水深が深く川の流れが緩やかな箇所である。この瀬と淵の組み合わせは魚にとって必要不可欠な生息環境要素となっている。瀬は魚類にとって餌生物である藻類と水生昆虫が生息しており、魚類の成長と産卵の場所として欠くことのできない重要な部分である。淵は休息と睡眠の場所、外敵からの避難場所、出水時や濁水時の避難場所および稚魚の成育場所である。

瀬と淵を持つ河道の流れは流水に多様性があり、生物相も多様なものになり、生物の生存に広範囲な弾力性を持たせることになる。



水深	深い	浅い	浅い
水面	波立たない	しわのような波	白波が立つ
流速	緩い	速い	もっとも速い
底質	砂	沈み石	浮き石
河床型	淵	平瀬	早瀬
		瀬	